

# 江東 ひがし

- ◎平成27年度  
税制改正大綱…… 2、3
- ◎税務コンプライアンス  
「自主点検チェック  
シート」…………… 7

## 浮世絵

東洲斎写楽

四世松本幸四郎の  
山谷の希屋五郎兵衛

寛政六年五月桐生座の「敵討乗合話」へ登場した希屋五郎兵衛である。この役は松下造酒之進の娘、宮城野、しのぶの姉妹に助刀をして、親の敵志賀大七を討たせる義侠の魚屋である。この絵では、黒い幅広いどてらの襟が色彩の基調となっている。その外には袖口の草、煙管の黄と紅がほんの小さい部分に配され、大部分は黒襟に対してど

てらの濃紫色の地味な色である。背色の黒雲母とともに暗い色の間に小さな明るい色の点綴が効果をみせていて、その色彩感には写楽独特なものである。なお、どてらの格子縞は、俗に高麗屋格子といわれる。高麗屋は幸四郎の屋号で、幸四郎はこの格子縞を好んで用いた。  
(解説 吉田映二氏 抜粋)



東洲斎写楽画



山田 晃氏所蔵

## 平成27年度 税制改正大綱

# 法人税率の引き下げ 盛り込まれる！

## 法人会の改正要望実現へ

政府は、平成27年1月14日に平成27年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人税率の引き下げをはじめ、課税ベースの拡大等により、法人課税を成長指向型構造に変え、企業の競争力を高め景気回復を後押しするという方向性を前面に出しているところが特徴と言えます。

主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

例の適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

#### ■法人税率の引き下げ

法人税の税率が、現行の25.5%から23.9%に引き下げられます。これにより法人実効税率は現行の34.6%から32.11%（東京に所在する法人の実効税率は35.64%から33.10%）になります。平成27年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。

#### ■中小法人の軽減税率の特例の延長

中小法人の軽減税率の特

#### ■商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

商業・サービス業・農林水産業を営む中小企業者が経営改善設備を取得した場合に、取得価格の30%特別償却又は7%税額控除ができるもので、その適用期限が平成28年度末まで2年延長されます。

#### ■欠損金の繰越控除制度の見直し

大法人（資本金1億円超の法人）の控除限度について

現行の80%から次のとおり段階的に引き下げられます。なお、中小法人等については、従来通り控除限度額の制限は適用されません。

平成27年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度 65%  
平成29年4月1日以後開始する事業年度 50%

また、繰越欠損金の繰越期間が現行の9年から10年に延長されます。平成29年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金から適用されます。

#### ■受取配当金の益金不算入制度の見直し

保有割合の高い支配目的の株式の受取配当金については、100%益金不算入としつつ保有割合が現行の25%から1/3超に引き上げられます。保有割合5%以下の株式は非支配目的の保有として、受取配当金の益金不算入割合が50%から20%に引き下げられます。

#### ■所得拡大税制の見直し

雇用者給与等支給増割割の要件について、中小企業者であれば平成28年4月1日以後開始する適用年度から5%以上が3%以上に、中小企業者以外は平成28年4月1日から平成29年3月31日までに開始する事業年度から5%以上が4%以上に緩和されます。

#### ■外形標準課税の拡大

大法人の法人事業税のうち1/4に導入されている外形標準課税が2年間で1/2に拡大され、これにあわせて所得割の税率が引き下げられます。平成27年4月1日以降開始事業年度と、平成28年4月1日以降開始事業年度と段階的に実施されます。

## 所得税関係

### ■NISAの拡充

ジュニアNISAが創設されます。これにより未成年者でも口座開設できるようになりました(年間投資上限額は80万円)。平成28年以降利用できるようになります。

また、現行NISAの年間投資上限額が、平成28年から年間120万円(現行100万円)に引上げられます。

### ■国外転出をする場合の譲渡所得の特例の創設

海外へ移住する際に、有価証券等を有する場合、その含み益について課税する仕組みで、含み益が1億円以上ある場合に適用され、富裕層の国外転出対策と位置付けられます。なお、含み益のある有価証券等が、贈与・相続等により非居住者に移転した場合にも、含み益について課税されます。平成27年7月1日以後の国外転出、贈与・相続等について適用されます。

### ■国外に扶養親族がいる場合の取扱い

日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の

添付等が義務化されます。年末調整や源泉徴収、確定申告の際に、親族関係書類及び送金関係書類の添付または提示が必要となります。平成28年分の所得税から適用されます。

### ■ふるさと納税の拡充

地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限を1割から2割に引上げ、確定申告が不要な「ふるさと納税ワンストップ」特例制度が創設されます。住民税の控除限度額の引き上げは平成28年度分以後の住民税に適用されます。

## 相続税・贈与税関係

### ■事業承継税制の拡充

贈与税の納税猶予制度の適用を受けている者(2代目)が、3代目に対する再贈与を行なう場合に、贈与税の納税義務が免除されます。

### ■住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用期限が平成31年6月末まで延長され、消費

税が10%に引き上げられてからの住宅取得であれば、最大で3000万円までが非課税となります。

### ■結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置の創設

20歳以上50歳未満の個人の結婚・子育て資金の支払いに充てるために、直系尊属が金銭等を拠出して金融機関に信託した場合に、一人につき1000万円(結婚は300万円)までは贈与税が非課税となります。平成27年4月1日以降の贈与に適用されます。

### ■教育資金の一括贈与制度の延長・拡充

直系尊属からの教育資金の一括贈与制度について、その適用期限が平成31年3月31日まで延長され、特例の対象となる教育資金の用途の範囲に、通勤定期代、留学渡航費が加えられます。

## 消費税関係

### ■消費税率10%への引き上げ時期の変更等

消費税率10%への引き上げが平成27年10月1日から平成29年4月1日へ変更さ

れることになりました。それに伴い、転嫁対策措置法も平成30年9月30日まで延長されます。

### ■外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充

外国人旅行者向けの輸出品物販売場の免税手續について、免税手續カウンターを設置する事業者に代行させることが可能となります。また、外航クルーズ船が寄港した際に、臨時販売場を輸出品物販売場とみなす制度が設けられます。いずれも、平成27年4月1日以降適用されます。

### ■国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

国外事業者が国境を越えて行なう電子書籍・音楽・広告の配信等の電子商取引が消費税の課税対象となります。平成27年10月1日から適用されます。

☆記事内容についてのお問合せは...

TSK税理士法人

税理士 飯田 聡 郎

TEL 03-533633-5958

FAX 03-533633-5449

HP <http://www.jida-office.jp/>

東京法人会連合会

# 中小企業の補助金・助成金活用術

## 経営研修会



講師の山本龍太氏

当会主催の経営研修会が2月18日に法人会館において27名が参加して、「中小企業の補助金・助成金活用術」をテーマに、株式会社エフアンドエム事業部長の山本龍太氏を講師に招き開催した。

講師の山本氏は、補助金・助成金の情報を入手することが重要であり、常に情報の収集に心がけるようにしてほしいとしたうえで、まず最初に最新の助成金として、雇用・キャリアアップに関する助成金(3種類)や雇用環境の整備関係等の助成金に(4種類)ついて紹介した。

＜代表的な助成金＞  
◎キャリアアップ助成金(正規雇用等転換コース) 概要



パワーポイントで詳しく説明

Ⅱパートタイム労働者・有期契約労働者から正社員に転換する試験制度を設け実際に転換または派遣労働者の直接雇用を行った事業主  
金額Ⅰ①有期契約労働者↓正規雇用 一人当たり50万円(母子・父子家庭の場合60万円)②有期契約労働者↓無期雇用 1人当たり20万円(母子・父子家庭の場合25万円)③無期雇用労働者 1人当たり30万円(母子・父子家庭の場合35万円) 窓口Ⅱ都道府県労働局また

はハローワーク  
続いて、山本氏は雇用促進税制などの優遇税制について次のとおり紹介した。  
Ⅱハローワーク  
最後に山本氏は助成金や優遇税制の活用のほか、キャッシュフロー対策Ⅰ①銀行(格付)対策を行う②損益計算書に頼らない③資金繰りを考える  
リスクヘッジ(労務)対策Ⅰ①就業規則の見直し②各種規程の整備③万が一に備えるなども企業にとって重要であるので、常に意識して励行してほしいとして研修会を締めくくった。

◎雇用促進税制 対象者Ⅱ平成26年4月1日〜平成28年3月31日までの期間内に始まる事業年度において、雇員増加数2人以上、かつ、雇用増加割合10%以上等の要件を満たした中小企業  
金額Ⅱ雇用増加数1人当たり40万円の税額控除 窓口

### まちの美化に是非、ご協力を！ 第35回「まちをきれいに」の実施ご案内

実施日時 5月16日(土)

午前9時30分〜同11時30分

※雨天の場合は翌17日(日)に順延

時間は同じ

清掃場所

砂町地区

交差点「亀高橋」を中心に丸八通り、清洲橋通り、葛西橋通り、明治通り

集合場所 松本寝具(株)(江東区南砂5-15-11)

服装 汚れても差し支えない服装でご参加下さい。

(ジャンパー、手袋等貸与)

お問合せ

江東東法人会事務局まで

電話 03-3684-2303



▼子供の頃、田舎(両親の実家)に行く車窓から大きな鯉のぼりが

あちらこちらで、泳いでいるのが見えました。

▼五月五日の男の子の節句「端午の日」を祝うために飾られていたのですね。端午が男の子の節句になったのは中国から伝わり奈良時代、平安時代に菰草を摘んで邪気を払うといった宮廷での端午の行事が、時代が移り変わり武士のあいだでは尚武の節日(せちにち)として祝うようになり江戸時代になると将軍に男の子が生まれると玄関前に馬印や幟を立てたそうです。

▼午と五が同音なので奇数の重なる事がおめでたいたので五月五日になったそうです。

▼重要な年中行事の「五節句」としては一月七日「七草」三月三日「桃」五月五日「菖蒲」七月七日「七夕」九月九日「菊」です。

▼因みに、四月四日は「おおかまの節句」だそうです。(芳)

新連載

支部長さんご推薦の店⑦

蕎麦処 大むら

東砂第一支部長ご推薦



中村支部長

連載7回目となる今回は、中村勝次東砂第一支部長が推薦するそば処「大むら」さんを訪問した。

中村支部長は、「大むら」さんは、いつも美味しい蕎麦を食わせてくれ、我儘な注文にも応じてくれるご主人の手柄に惚れ込み38年の長い付き合いになるそうだ。

お店は、東大島駅から番所橋通りを葛西橋方向へ歩いて10分のところにある。バスを利用する場合は「東砂2丁目」下車が便利だ。

店構えはモダンでお洒落。

店内は1Fに10名座れる大テーブル、4名用が2卓、更に奥には掘りごたつの個室があ

る。2Fは最大30名まで入れるテーブル席があり、1Fが木の温もりが感じられる雰囲気に対して、2Fは白と黒の落ち着いた空間になっている。



モダンでお洒落な入口

ご主人の白谷光利(72才)

さんは現在、東京都麺業連合共同組合の副理事長を務めているが、その昔は文京区白山の蕎麦屋で10年間修行をされ、28才のときに独立、第五大島小学校の裏で場所を借り営業。昭和54年に今の場所を購入し移転した。

7年前、ホテルの割烹で修

行を積んだ息子の和久さん(42才)と一緒に店をやることになり、修行の腕を活かして、蕎麦だけでなく刺身や焼魚、煮物などメニューの幅も広がったという。



左から和久さん、光利さん、三重子さん

お店は、光利さんの奥様三重子さん、和久さんの奥様麻実さん、大学生のお嬢様も手伝い息の合った家族経営だ。



天ぷら刺身御前 1650円

お店の売りは、なんとと言ってもセットメニューで、例え

ば1番人気の『天ぷら刺身御前』は天ぷら・刺身・煮物・蕎麦・ご飯・味噌汁・香の物が付いて、どれから箸をつけようか迷ってしまう贅沢な品だ。他に薄切りの黒豚を何層も重ね間にチーズと大葉を挟んでカリッと揚げた『ミルフィーユカツ御前』などもある。珍しい『箱蕎麦』2・5人前に別売りの鴨汁やカレー汁のつけ汁で食すのも絶品だ。1日限定20食の『松花堂弁当』は食べ応え十分、見ごたえも華やかで心惹かれる。



箱蕎麦 980円



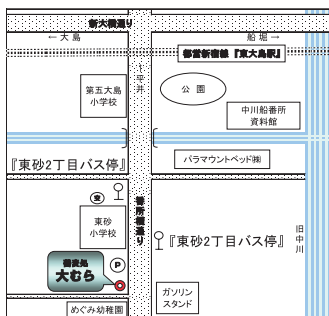
松花堂弁当 1550円

光利さんは、常に旬の食材にこだわり、これはと思う良ものは産地直送で取り寄せ

る!そのため味に自信あり!日本酒、焼酎の種類も豊富で手ごろなおつまみも沢山あるので是非呑み処としてもご利用いただきたいとのこと。その他、打合せや宴会、法要にもご予算に応じて対応してくれる。



種類豊富なお酒



住所: 東砂2丁目13  
電話: 3640-6330  
時間: 11時~16時  
17時~21時  
休業日: 木曜日  
駐車場: 2台(お店に声をかけ)

## 平成 27 年度 税務職員採用試験のお知らせ

人事院では、下記のとおり「平成 27 年度税務職員採用試験」を行います。  
興味のある方は、税務署までお気軽にお問い合わせください。

### 記

#### ◇ 受 験 資 格

- ① 平成 27 年 4 月 1 日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して 3 年を経過していない者及び平成 28 年 3 月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
- ② 人事院が①に掲げる者に準ずると認める者

#### ◇ 申込書交付期間

※ できるだけ、インターネットで申込みをしてください。

- ① インターネットによる申込書のダウンロード

平成 27 年 5 月 11 日 (月) ～ 7 月 1 日 (水)

【インターネット申込専用アドレス <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html> からダウンロードすることができる。】

- ② 郵送・持参申込用

平成 27 年 5 月 11 日 (月) ～ 6 月 24 日 (水) (土・日曜日は除く。)

#### ◇ 申込書受付期間

- ① インターネット

平成 27 年 6 月 22 日 (月) ～ 7 月 1 日 (水)

【インターネット申込先 <http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】

- ② 郵送又は持参

平成 27 年 6 月 22 日 (月) ～ 6 月 24 日 (水)

#### ◇ 受 験 申 込 先

人事院関東事務局 〒330-9712 さいたま市中央区新都心 1-1

#### ◇ 試 験 日

- ① 第 1 次試験 平成 27 年 9 月 6 日 (日)
- ② 第 2 次試験 平成 27 年 10 月 14 日 (水) ～ 10 月 23 日 (金) のうち、指定する日

※ 詳細については、お気軽に江東東税務署・総務課 (TEL 03-3685-6311 内線 2011) までお尋ねください。

# 税務コンプライアンスの向上のために 法人会が企業向け「自主点検チェックシート」を作成

法人会では、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、企業における内部統制面や経理面に関する自主点検を推奨している。

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんであるが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素である。

## 内部統制や経理水準の向上

「会社資産が不明確になる可能性がある」など経営上の大きな問題へ発展してしまう恐れもある。

一方、これがしっかりと行かないと、「売掛債権が未回収となる恐れがある」「重要書類が紛失してしまうことがある」

「自主点検」は、「出入金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待出来る。

## 自主点検チェックシート

この取り組みは、経営者の方々がチェックシートを活用し、企業自身が自主点検することを通じて、税務コンプライアンスを向上させ、

自社の成長を目指し、ひいては税務リスクの軽減にもつながることを期待している。また、内部統制や経理水準が向上し、適正な申告が図ら

## 非正規労働者の源泉徴収

### 源泉部会研修会

源泉部会では、昨年度から源泉所得税の基本を学ぼうを研修の基本コンセプトとして、ほぼ隔月で研修会を実施している。



資料をもとに説明を受ける参加者

3月18日にその一環として、法人会館において参加者15名を得て、「非正規労働者の源泉徴収」をテーマに、江東東

村上席調査官を講師に迎え研修会を開催した。

厚生労働省のHPによると、近年、非正規雇用は労働者全体の3分の1を超え、過去最高の水準となっている。

れる企業については、結果として税務調査で指摘を受ける事項の減少や調査の対象から除かれることにつながることも法人会としては期待しているところである。

経営者の方々には、自社の成長と税務リスクの軽減のために、是非、「自主点検チェックシート」のご活用をお願い

一言に「非正規雇用」といっても、フリーターや契約社員、派遣社員のほか、高齢者の再雇用、パートタイマーやアルバイトなど、その雇用形態は多様化している。

更に、外国人労働者の就労

したい。

お申込みは電話にて江東東  
法人会事務局まで。送料無料  
03-33684-2303

なお、このチェックシート  
は全法連のホームページから  
ダウンロードできる。

[http://www.zenkokuhojin  
kaior.jp/](http://www.zenkokuhojin.kaior.jp/)

も増加しており、特に非居住者に支払う報酬等については、わが国の所得税法と各国と締結した租税条約の規定とが競合する場合は、租税条約の規定が優先的に適用されるなどその取扱いが複雑となっている。今回の研修会では、講師の吉村上席調査官が非正規労働者に係る源泉徴収事務について、注意すべき点などについて詳しく研修していただいた。

また、源泉徴収税額表、源泉徴収のあらましや多様な雇用形態をめぐる源泉徴収Q&Aの書籍を資料に大変わかりやすい研修会となった。

# e-ページ

## 都税だより

**マイナンバー制度が始まります**  
 マイナンバー制度とは、税金の不正感や不透明性をなくし、公正・公平な社会の実現と行政手続きを効率化し国民の利便性を高めることを目的とし、社会保障・税・災害対策の行政手続きに利用される、特定個人を識別するための12ケタの番号(個人番号)のことです。

平成27年10月から市区町村からマイナンバーが通知され、平成28年1月から運用開始。年金、雇用保険、源泉徴収票をはじめ各種手続きに必要となります。  
 企業が行う準備として、社員とその家族(扶養家族)等給与支払いが発生する人物の個人番号の取得に伴い、**取扱規定等の策定(特例あり)、個人番号の適切な保管・管理体制策定**(法定保管期限後は破棄)等が必要となります。詳しくはマイナンバーのホームページまで。

江東都税事務所からお知らせ  
 都税の納付には、安心・便利な口座振替をご利用ください

口座振替は、預貯金口座から納期の末日(納期限)に自動的に納税できる制度です。  
 開始月の前月の10日(土・日・休日にあたるときはその翌日)までにお申込みください。

〔口座振替が利用できる都税〕  
 ○ 個人事業税  
 ○ 固定資産税・都市計画税(土地・家屋、償却資産)※  
 ※23区内に所在する資産が対象です。ただし、随時課税分を除きます。  
 詳細は、ホームページまたは左記の問合せ先へ(問合せ先)

徴収部納税推進課口座振替係  
 03(3963)2177  
 江東都税事務所 徴収管理係  
 03(3637)7151

## 行事予定

### 5月

12日(火)	無料記帳相談・税務相談	午前 10 時	法人会館
14日(木)	新設法人説明会	午後 2 時	江東東税務署
15日(金)	源泉部会 第41回通常総会	午後 3 時00分	法人会館
16日(土)	第35回 社会貢献活動「まちをきれいに」	午前 9 時30分	砂町地区
21日(木)	亀戸第9支部研修会	午前10時30分	亀戸東地区集会所
27日(水)	北砂第2・3・4支部合同研修会	午後 6 時	砂町文化センター
28日(木)	北砂第1支部研修会	午後 6 時	北砂二丁目集会所

### 6月

2日(火)	第4回 通常総会	午後 4 時	アンフェリシオン
9日(火)	南砂第2・第3・新砂支部合同研修会	午前10時30分	南砂西四集会所
11日(木)	決算法人説明会	午後 2 時	江東東税務署
15日(月)	無料記帳相談・税務相談	午前 10 時	法人会館
19日(金)	源泉部会 研修会 内容「源泉所得税の基礎」(仮題) 講師 江東東税務署担当官	午後 3 時	法人会館

### 7月

2日(木)	決算法人説明会	午後 2 時	江東東税務署
15日(水)	無料記帳相談・税務相談	午前 10 時	法人会館
29日(水)	理事・部会合同役員会	午後 5 時	亀戸天神社

◎内容・講師が未定となっている各部会の研修会等は、決まり次第ホームページに掲載しますので、ホームページをご覧ください。

◎各種研修会・説明会には会員以外の方の参加も可能です。お問い合わせは次まで。 ☎03-3684-2303

管内法人数 4,493社 法人会員数 1,852社 加入率 41.22% (平成27年3月31日現在)

バックナンバーはホームページをご覧ください。 <http://www.koto-higashi-h.or.jp/>